

国際的認証資格取得等支援事業実施要領

（ 制 定 元 食 産 第 5 8 7 3 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長 通 知 ）

改正 令和3年3月30日 2食産第6646号
改正 令和4年4月1日 3輸国第5175号
改正 令和5年3月30日 4輸国第6013号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄のⅠの1の（2）のオの国際的認証資格取得等支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 交付等要綱別表1の補助事業者の欄の11の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、輸出組合若しくは酒類業組合並びにその連合会及び中央会
 - （2）法人格を有しない団体であって事業実施計画調整者（交付等要綱第6の1の事業実施計画調整者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）。
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業実施計画調整者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

我が国の農林水産物・食品（以下「日本産食品」という。）の輸出を促進するため、その阻害要因となっている輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）の規制などの課題の解決に向けた民間団体等の取組に対し、支援を行う。

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出拡大実行戦略」という。）に掲げる重点品目等について事業実施主体が輸出先国が求める検疫等の条件への新たな対応（食肉処理施設査察、ハラール認証等）への取組、国際的に通用する認証の新規取得（ISO22000等）への取組、輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証の新規取得（有機JAS認証等）への取組等（継続・更新を除く）を行うため必要な経費（青果物について、輸出解禁後に必要となる輸出先国検査官の招へいに係る経費を除く。）を補助するものとする。

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費並びに通信運搬費等

（補助率）

1／2 以内

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度とする。

第5 採択基準

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 必須となる基準

以下の（1）から（6）までの基準（動物検疫の二国間協議が終了し、輸出に係る衛生証明書の発行が開始されることとなった輸出先国を対象とする品目については、（1）から（5）までの基準）を満たすものとする。

（1）G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp>）に登録していること。

（2）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

（3）令和5年4月1日以前に本事業を活用して取得した認証等に係る取組とは異なるものであること。

（4）事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

（5）事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

（6）輸出先国向けに輸出可能な品目に係る取組であること。

2 優先採択に係る基準

- (1) 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成 22 年法律第 67 号) に基づき認定された総合化事業計画若しくは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成 20 年法律第 38 号) に基づき認定された農商工等連携事業計画に係る取組又は輸出拡大実行戦略に定める重点品目の輸出に係る取組であること。
- (2) 直近 3 か年の輸出額の実績の平均が 300 万円以上の団体であること。
- (3) 本事業に係る公募要領別紙様式 3 の 5 (2) 対象品目の内訳の最終年度の輸出目標額が 1,000 万円以上の団体であること。
- (4) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律 57 号) 第 37 条第 1 項の規定に基づく輸出事業計画の認定規程(令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定) に基づく計画の認定を受けた事業実施主体であること。
- (5) 第 3 の補助事業の対象については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範) 食品産業(個別事業者向け)」(令和 3 年 2 月 19 日農林水産省決定) に係るチェックシートを実施していることを必須とし、次のいずれかに該当する場合。
 - ① 労働安全衛生マネジメントシステム規格である ISO45001、JISQ45001 又は JISQ45100 の認証を受けていること。
 - ② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成 11 年労働省告示第 53 号) に基づく取組を行っていることについて労働安全衛生コンサルタント(国家資格) の確認を受けていること。

第 6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び提出

事業実施主体は、交付等要綱第 6 の 1 の規定に基づき、別記様式 2 により事業実施計画を作成し、事業実施計画調整者に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、交付等要綱第 6 の 3 の規定に基づく、事業実施計画の変更(同要綱第 6 の 3 の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第 15 の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

また、別記様式 1 及び別記様式 2 に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出済みの資料等と重複するものは、その添付を省略することができるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第 6 の 3 の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更

(3) 交付等要綱別表 1 の I の (2) のオの国際的認証資格取得等支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式 2）の別添の「第 1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業実施計画調整者に提出し、必要な調整を行うものとする。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及び事業実施に要する経費

第 7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第 33 の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式 2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施計画調整者に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

なお、交付等要綱別記様式 1 に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出済みの資料等と重複するものは、その添付を省略することができるものとする。

2 輸出実績の報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から 3 年間にわたって、別記様式 3 により輸出実績額報告書を作成し、年度（4～3 月）終了後 1 か月以内に事業実施計画調整者に報告するものとする。

3 事業成果の報告

事業実施主体は、国際的認証資格の取得等が第 4 に掲げる事業実施期間に完了しない場合、事業終了年度の翌年度から国際的認証資格の取得等が完了する年度までの間、事業の成果について、別記様式 4 により事業成果報告書を作成し、毎年度終了後 1 か月以内に事業実施計画調整者に報告するものとする。

第 8 事業遂行状況の報告

交付等要綱第 18 に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに交付決定者（交付等要綱第 9 の 2 に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第 19 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、12 月末までに事業が終了した場合及び交付決定が当該年度の 1 月以降となっ

た場合は、当該年度における報告を要しないものとする。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

（事業実施計画調整者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

国際的認証資格取得等支援事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
（事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。）
- 9 特記すべき事項

10 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
 - （3）その他参考資料
- （注）添付書類のうち上記（1）及び（2）について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式2（第6、第7関係）

番 号
年 月 日

（事業実施計画調整者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 年度国際的認証資格取得等支援事業実施計画の提出（変更、中止又は廃止の承認）について

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて、提出（変更、中止又は廃止）する。

- （注） 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第6の1」を「第6の3」とすること。
- 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、提出した事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
- 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 年度国際的認証資格取得等支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先名 (2)委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計						

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。
 2 事業細目は、交付等要綱別表1の国際的認証資格取得等支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1 事業の目的

(1) 輸出環境の分析

(国内における品目の生産(製造)状況、現在の輸出状況、輸出先国における市場の評価、競合品の動向等)

(2) 輸出先国、対象品目、販売対象、販売方法、競合品との差別化方法等

(3) 輸出拡大に当たっての課題

(4) 上記(1)～(3)を踏まえた目的及び目標

(目的を記載した上で目標を設定。(例)〇〇向けの△△の輸出の拡大を目的とした□□認証の取得等)

2 活動内容

(1) 国際的認証資格取得等の内容（国際的認証資格の新規取得、査察団の受入れ等）

(2) 対象となる生産地、施設、品目等（住所、生産者、事業者等）

3 事業実施スケジュール等

(1) 事業実施スケジュール

(注) 2の活動内容ごと及び月ごとにスケジュールを記載すること。

項 目	年									年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2) 令和 年度事業完了予定年月日

(3) 令和 年度以降の事業内容

4 添付資料

(1) 必要に応じて資料を添付すること。

(2) 記載事項、別添第1及び第2について既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式3（第7関係）

番 号
年 月 日

（事業実施計画調整者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

輸 出 実 績 額 報 告 書

国際的認証資格取得等支援事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第5873号農林水産省食料産業局長通知）第7の2の規定に基づき、以下のとおり報告します。

（単位：千円）

品目内訳	輸出先国	年度 (事業実施年度)	年度		年度	
			目標	実績	目標	実績
合 計						

- （注） 1 報告年度（4～3月）毎に3年間にわたって報告するものとする。
2 必要に応じ、実績額の根拠資料を添付すること（任意様式）。

別記様式4（第7関係）

番 号
年 月 日

（事業実施計画調整者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

「国際的認証資格取得等支援事業」に係る事業成果の報告について

国際的認証資格取得等支援事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第5873号農林水産省食料産業局長通知）第7の3の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

- （注）
- 1 関係書類として別添を添付すること。
 - 2 記載事項、別添第1及び第2について既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 3 添付書類のうち、別添第1及び別添第2について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体の名称

(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名

(注) ふりがなを付すこと。

2 事業の目標

3 活動内容

(注) 当該報告に係る年度における活動内容を具体的に記載すること。

4 進捗状況

(1) 目標達成状況

(注) 事業実施年度の取組に対する達成状況を記載すること。

(2) 目標達成状況の背景（要因分析）

(注) 事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。目標を達成できなかった場合についても、その要因を詳細に分析すること。

5 次年度以降の活動方針

(注) 上記分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。